

日液協第29～39号
平成29年8月31日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成29年度METI・ガス安全室立入検査結果（第1四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の立入検査（第1四半期分）の結果が8月28日付でHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、ガス安全室長による口頭注意及び担当官による口頭注意1件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2017/08/290829-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

平成29年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1 平成29年5月15日	レモンガス株式会社	静岡中央支店	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意及び担当官による口頭注意	<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、5月26日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。併せて担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>1. ガス安全室長による口頭注意 次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似事案の有無について調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。</p> <p>○緊急時対応に係る所要の措置を行う体制について、液石法施行規則第31条第1項第1号に規定する保安業務告示第2条第1項第3号口の基準を満たしていない。</p> <p>さらに、平成28年10月25日に行った伊東支店における立入検査結果について、同年11月16日付けで嚴重注意し、同年12月19日付けで是正報告をしたにも係らず、今回の検査結果のとおり是正措置が講じられていなかった。また、同年2月13日付けで認可された保安業務規程が実行に移されていないことを踏まえれば、社長をはじめ、社内で法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備が必要と思われるところであり、これについても併せて検討のうえ、報告すること。</p> <p>【口頭注意を受けた上記の事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】</p> <p>2. 担当官による口頭注意 ○保安業務の実施関係 ・定期供給設備点検ないし定期消費設備調査について、保安業務規程に基づき定期点検・調査の年間計画が策定されていなかったほか、一般消費者等への通知方法や訪問日等に関する社内規程類が整備されていない。(平成28年11月16日付け貴社伊東支店に対する「立入検査時の注意事項等について」の一部再掲) ・液石法施行規則第27条各号で規定する周知の内容について、消費者によって異なることから、帳簿は消費者ごとに周知の内容を記載すること。 ・保安業務資格者は、周知業務を行う者に関して管理・監督の下、適切に実施させること。 ○保安業務資格者 ・他の支店等からの出向者に対して、社内での文書の接受から人事異動に係る連絡等の不備があり勤務状況から保安業務管理が適切でないと思われるので、保安業務資格者の管理を適切に行うこと。(平成28年11月16日付け貴社伊東支店に対する「立入検査時の注意事項等について」の再掲)</p> <p>【口頭注意を受けた上記の事項を改善した旨、同社から報告があった。】</p>
2 平成29年6月21日	株式会社ザ・トーカイ	仙台出張所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3 平成29年6月23日	株式会社ミツウロコ	千葉店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

該当なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)